

史跡丸亀城跡整備基本計画目次案

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

第2節 計画の目的と対象範囲

第1項 計画策定の目的

第2項 計画の対象範囲

第3節 委員会の設置

第1項 整備基本計画の検討

第2項 設置条例

第3項 本計画に関する委員会の経過

第4節 関連計画との関係

第2章 丸亀城跡の本質的価値

第3章 整備の基本理念大綱と基本方針

第1節 整備の基本理念大綱

第2節 整備の基本方針

第4章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分

第1項 全体計画

第2項 地区区分

第2節 保存のための整備に関する計画

第1項 石垣保存に関する計画

第2項 排水体系の整備に関する計画

第2項 歴史的建造物に関する計画

第3項 調査・研究に関する計画

第4項 史跡追加指定に関する計画

第3節 活用のための整備に関する計画

第1項 遺構表現・案内に関する計画

第2項 修景および植栽に関する計画

第3項 公開・活用に関する計画

第4項 公開・活用およびそのための施設に関する計画

第4節 運営・体制の整備に関する計画

第5節 事業計画

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

本計画は、令和2年度に策定した『史跡丸亀城跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）において史跡丸亀城跡の本質的価値の保存と継承、ならびに史跡の保存、活用、整備及び運営・体制について現状と課題を整理し、必要となる施策の方向性と方法を明示した。これらを踏まえ、史跡丸亀城跡の保存と活用に関する整備の具体的な実施方法を示す整備基本計画を策定することとした。

第2節 計画の目的と対象範囲

第1項 計画策定の目的

本計画は、「保存活用計画」に基づき、史跡の本質的価値を保存するとともに、継続的調査を行い、新たに明らかになった価値を顕在化させ、公開活用するための整備を段階的、計画的に進めることを目的とし策定するものである。また本計画に示す施策・事業は、丸亀城跡の現状と課題を踏まえ、「保存活用計画」において短期的（「保存活用計画」策定後10年以内）に実施すべき施策及び日常的な維持管理等の持続的に実施すべき施策として区分したものとし、それらの具体的な実施方法及び事業計画を示すものとする。

なお、事業の実施状況や文化財保護行政上の課題等により必要に応じて見直しを行い、期間を設定して改定を行う。

第2項 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、昭和28年（1953）に国指定史跡となった内堀以内の204,756㎡と、外堀跡以内の周知の埋蔵文化財包蔵地「丸亀城跡」を対象とする。

第3節 委員会の設置

第1項 整備基本計画の検討

本計画については、「史跡丸亀城跡調査整備委員会」での審議事項とすることとし、委員8名のもとで令和4年（2022）第2回の委員会から審議をした。

委員名簿等掲載予定

第2項 設置条例

丸亀市附属機関設置条例（抜粋）掲載予定

第3項 本計画に関する委員会の経過

第1回 令和4年（2022）10月6日（木）

- ・計画策定の経緯について
- ・目次案の検討

第4節 関連計画との関係

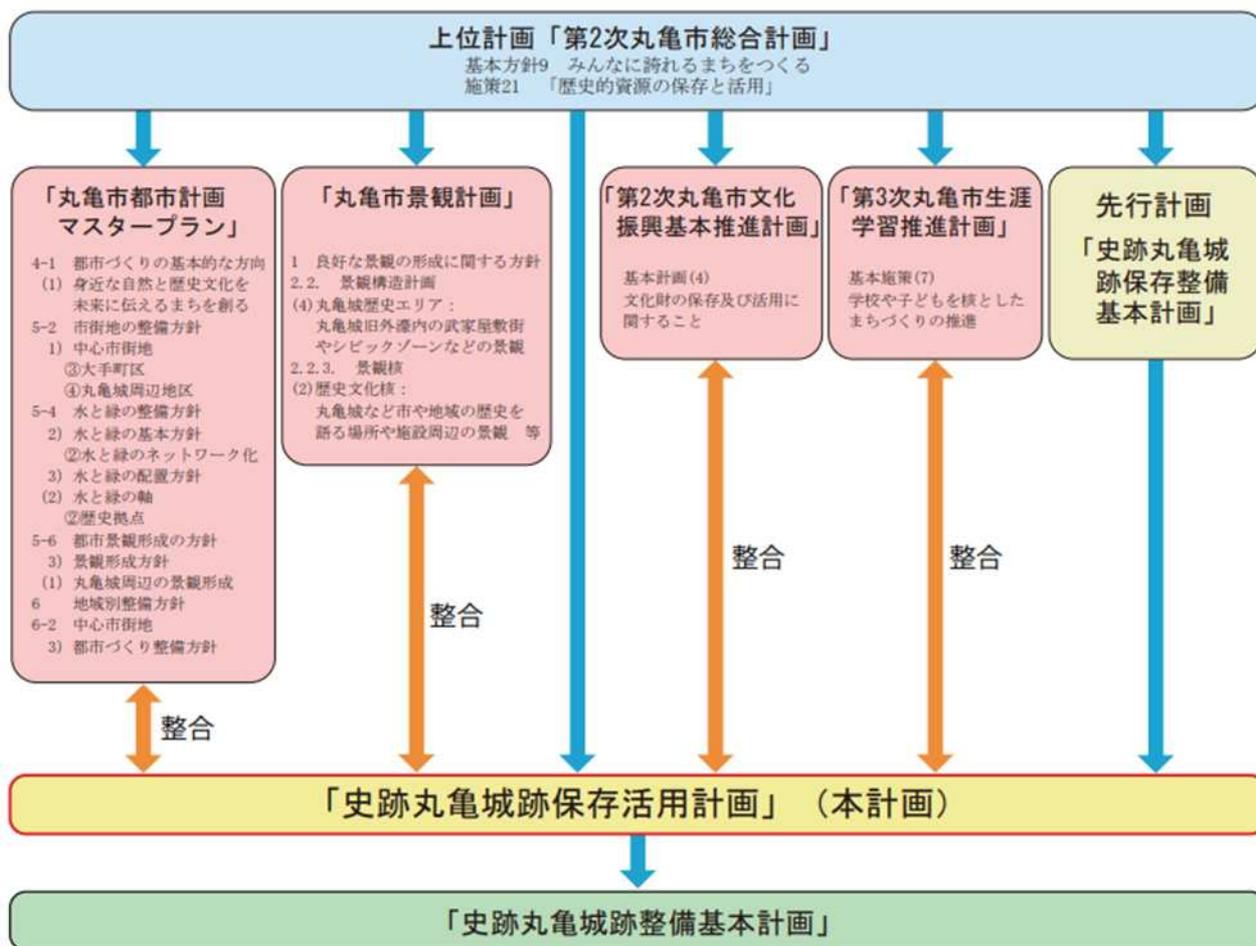


図1 整備基本計画の位置づけ

『第2次丸亀市総合計画』計画期間：平成30年度（2018）から5年間

『第2次丸亀市文化振興基本計画』計画期間：平成29年度（2017年度）から5年間

『第3次丸亀市生涯学習推進計画』計画期間：平成29年度（2017年度）から5年間

※関連計画のうち上記の計画については、本計画策定期間中に更新されることから、最新のものを記載し、整理する。

第2章 丸亀城跡の本質的価値

史跡丸亀城跡の本質的価値は、史跡地の保存活用を目的とした整備に取り組んでいく上での前提となる、根幹的な事項であり、「保存活用計画」において以下のように明示している。

1 備讃瀬戸並びに讃岐国の政治拠点（近世城郭）

丸亀城は瀬戸内中部の備讃瀬戸に面して立地する近世大名の居城で、生駒（1597～1615年）、山崎（1641～1657年）、京極（1658～1868年）の三氏にわたる政治拠点となったが、役割は時代によって推移した。讃岐一国を統治した生駒氏の時代は東讃の高松城と対になる城郭であったが、それゆえに元和元年（1615）の一国一城令で廃城となった。再築したのは西讃に入封した山崎氏で、ここを本城としたが、一旦の廃城を経て再築された近世城郭であることは丸亀城の大きな特色である。工事には幕府公金が充てられており、城主の経済力を超える大規模城郭として、幕府の西国経営政策に基づいて整備されたことが窺える。京極氏の時代になると、大名が領地である西讃を統治するための政治・経済・交通・文化の拠点としての意味合いを強め、明治維新に至った。

丸亀城跡は、以上の様な備讃瀬戸や讃岐における近世の政治拠点（近世城郭）として丸亀城が果たした役割や歴史が込められていることで、大きな価値をもつ。

2 優れた視覚性と高い防御性を持った近世城郭の縄張りの典型

丸亀城は海岸平野にある高低差が大きな平山城であることが特徴で、瀬戸内海や丸亀平野からの優れた視覚性を持ち、急峻な独立丘陵に高石垣や建造物が累々とあり、軍事施設や大名権力の所在地としての威容を誇っていた。

また丸亀城は、本丸がある丘陵部の高石垣は東・西・南・北の四辺とも概ね三重に構築され、さらに丘陵部を取り巻いて水堀を方形に廻らせた教科書的な輪郭式の縄張りを有していた。細部に着目すると、石垣線は迎撃や守備が効果的にできるよう折れを多用した造りで、石垣上には天守をはじめ各種の櫓、城門、土塀などの軍事的建造物が連結した。大手口の防御も鉄壁で高麗門・櫓門・土塀を伴う枡形虎口が形成されていた。

一方、山麓には池泉付庭園を伴う大規模な御殿が構えられ、丸亀藩の政治の場として、また城主の居宅として機能した。

丸亀城跡は、優れた視覚性や軍事施設としての高い防御性を示す構造を良く伝え、軍事・政治・城主居宅の各機能が一体化するという近世城郭の本質を窺うことができる縄張りや遺構を良好に残している事に大きな価値がある。

なお、古い曲輪を画したとみられる埋没石垣が各所で検出されているほか、生駒氏時代の絵図に示された山麓と山頂を繋ぐ登り石垣などの遺構も所在している可能性が高い。縄張りの変遷を窺い知ることができることも、丸亀城跡の本質的な価値を高めている。

3 高石垣が重層する立体的な城郭景観とその技術

石垣は丸亀城跡を最も特徴づける要素である。全国屈指の城郭景観を形成する高さ20mを超える高石垣の林立には大きな価値があり、寛永年間末という一般的な近世城郭よりは構築年代が新しいという時代相のなかで投入された、高度な技術が込められている。

石垣材には島しょ部産とみられる花崗岩が、裏込石には近隣産とみられる安山岩が使われており、丸亀城跡は瀬戸内海沿岸地域で発達した石の文化を知る上でも重要である。

さらに、遺構として残る石垣には築城時だけでなく、その後の破損・復旧、補強・改修に関わる歴史や技術も込められている事が価値を高めている。特に石垣本体の保護のために前面に設けられた補強石垣が広範に遺存することが大きな特徴である。石垣保全や災害復旧に対する先人の思いは、現在の石垣修理においても受け継がれている。

4 近世城郭を体感できる歴史空間

丸亀城跡には6棟の文化財建造物が現存し、石垣や堀などの遺構と一体化して歴史空間を形成することで史跡としての価値を高めている。天守が現存するのは全国で12城跡しかなく、大手口枡形の櫓門や高麗門に加えて土塀も現存するのは全国で3城跡しかない。さらに、軍事的建造物だけでなく、玄関先御門・番所・長屋といった政治や藩主の生活の場であった御殿に関わる建造物が同時に残る城跡として稀有の存在である。



図2 史跡丸亀城跡の本質的価値

第3章 大綱と整備の基本方針

「保存活用計画」において、丸亀城跡の将来における望ましい姿を目指す上で根幹的な事項として設定した「大綱」を本計画においても継承し、整備を進める上で将来目指すべき目標として掲げる。また、基本方針については、「保存活用計画」において提示した「保存（保存管理）の基本方針」、及び「活用の基本方針」に基づき設定している「整備の基本方針」を本計画における基本方針に位置づける。

第1節 大綱

「歴史を体感できる丸亀城跡」～市民とともに未来へつなぐ～

1. 継続的な調査研究と保存整備によって史跡の価値を確実に次世代に継承する。
2. 多様な主体が連携し、史跡の歴史理解と誇り・愛着を育むような活用を推進する。
3. 市民や観光客らが安全快適に利用できる魅力的な歴史空間に整備する

第2節 整備の基本方針

保存・活用の基本方針に基づき、本質的価値の保存・顕在化と来場者の安全、双方のバランスのとれた整備を目指す。保存のための整備としては喫緊の課題である崩落箇所の復旧をすすめ、変形した石垣の保全や排水施設等の保存に必要な施設整備を優先する。天守の修理を優先的に進める。活用のための整備としては、遺構復元については調査・研究を踏まえて検討を行い、着手可能なものから計画的に進める。

※参考「保存活用計画」に示す「保存（保存管理）の基本方針」、「活用の基本方針」

保存（保存管理）の基本方針

丸亀城跡の本質的価値の保存・継承を基本とし、武家屋敷跡・外堀まで含めた包括的な保護を図ることを基本方針とする。丸亀城跡の調査・研究を進め、潜在する価値の顕在化に努める。史跡指定地内においては、坤櫓跡周辺石垣の崩落を踏まえ、変形の進む石垣の修理並びに石垣の保全を最優先とする。文化財建造物については、年間を通じた修繕・維持管理、防火・防犯対策を基本とし、天守、大手門等、来場者が内部に入ることができる建造物については、耐震診断等、建物の健全度を踏まえた遺構との共存を図る方法を検討し、対策を行う。史跡の保存、良好な眺望と歴史空間の形成のために目指す植生とその保全の仕方を定め、植生環境の管理を行う。史跡指定地外においては、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護措置を講じ、状況に応じて史跡の追加指定を行う。

活用の基本方針

丸亀城跡の本質的価値の構成諸要素である石垣や建造物を間近で見学し、歴史を学べる史跡としての活用はもとより、市民憩いの場、レクリエーションの場である都市公園としての活用を基本方針とする。市民が誇りに思える場所として、丸亀城跡への愛着を深めることができる活用を目指す。

第4章 整備基本計画（概要）

第1節 全体計画及び地区区分

第1項 全体計画

本計画の計画期間は、「保存活用計画」の計画期間である令和3年（2021）4月1日から令和13年（2031）3月31日とし、この期間内において実施すべき施策の具体的な実施方法及び事業計画を設定する。

なお、事業の実施状況や文化財保護行政上の課題等により必要に応じて見直しを行い、期間を設定して改定を行う。

第2項 地区区分

「保存活用計画」における地区区分は、丸亀城跡が城郭として機能した時代の利用形態、遺構の形成や遺存の状況に応じ、A 山上曲輪群地区、B 亀山斜面地区（城山斜面部）、C 下曲輪地区、D 内堀地区に4つに区分し、C 地区については C-1 大手地区・C-2 御殿地区・C-3 搦手・東側地区と区分している。さらに史跡地に隣接する内堀から外堀までの間の武家屋敷跡を E 武家屋敷跡・外堀地区としている。

本計画においては、この地区区分のうち A 山上曲輪群地区南西部の石垣復旧範囲については、A-1 山上曲輪群復旧地区として細分する。

以上のことから本計画に係る地区区分は以下の通りである。

A 山上曲輪群地区 A-1 山上曲輪群復旧地区

B 亀山斜面地区（城山斜面部）

C 下曲輪地区 C-1：下曲輪大手地区 C-2：下曲輪御殿地区 C-3：下曲輪搦手・東側地区

D 内堀地区

E 武家屋敷地跡・外堀地区（周知の埋蔵文化財包蔵地「丸亀城跡」）

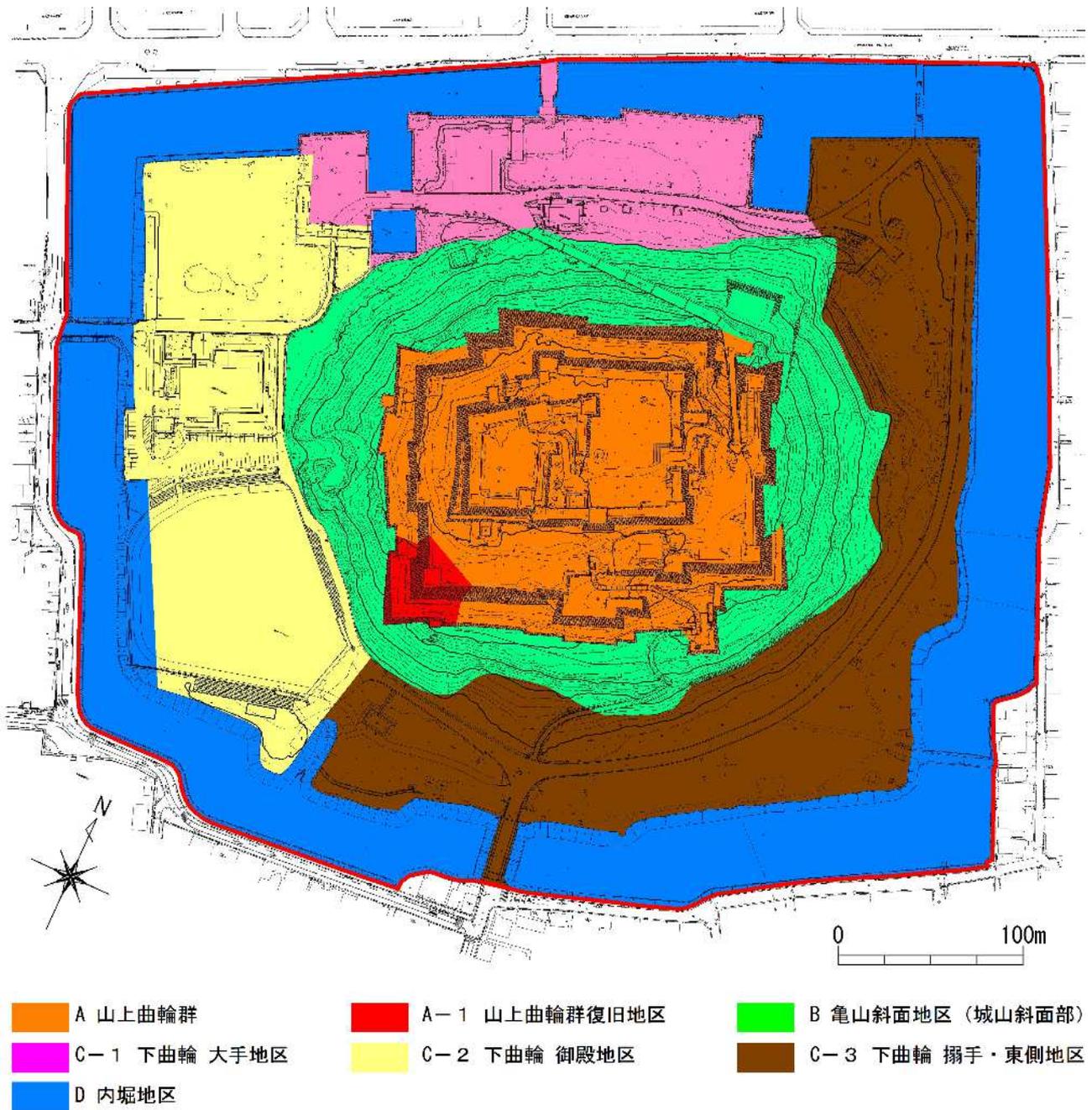


图5 史跡地内地区区分

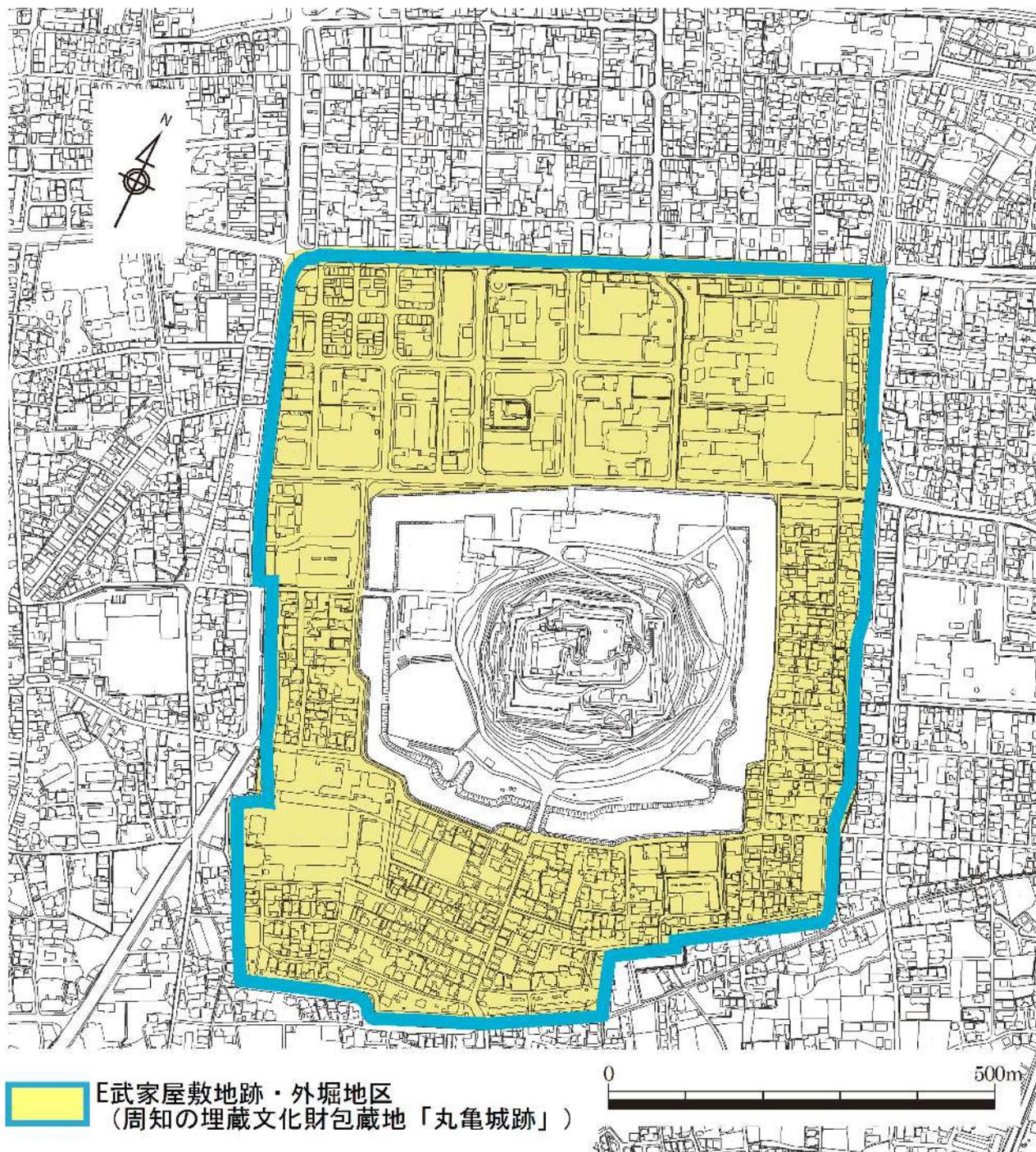
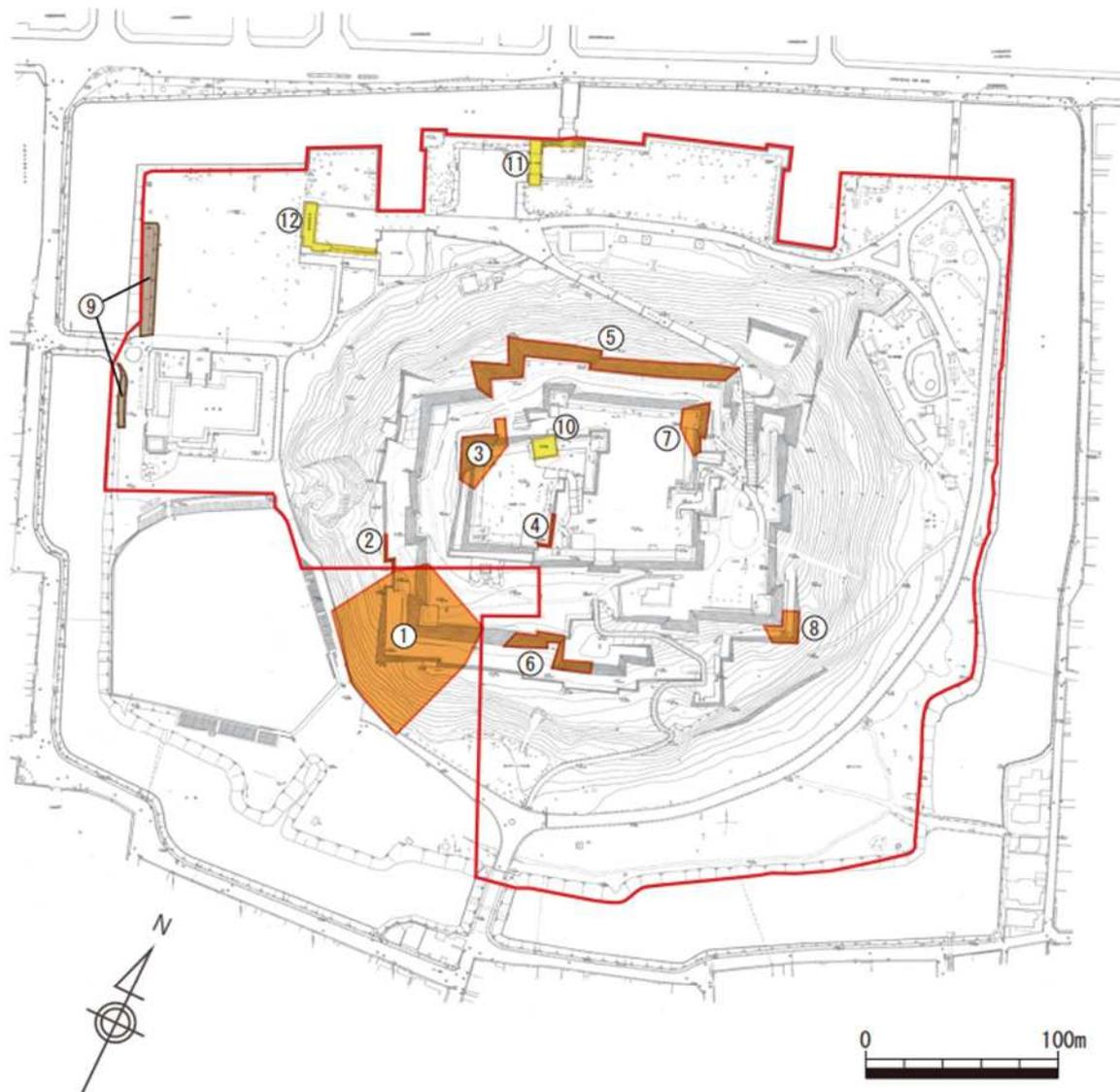


図6 史跡地外地区区分

第2節 保存のための整備に関する計画

「保存活用計画」に示す保存のための整備に係る施策を実施する。



雨水排水対策・保全のための調査・発掘調査含む 短期

石垣修理・保全

石垣の修理・保全工事を順次行う。 短期～長期

坤櫓跡石垣① 帯曲輪西石垣② 本丸西石垣③

本丸東石垣④ 三の丸北石垣⑤ 三の丸南石垣⑥ 二の丸番頭櫓跡石垣⑦

帯曲輪南東角部石垣⑧

土塁の整備 土塁の整備を短期で行うもの 西側土塁⑨

文化財建造物 耐震対策を短期で行うもの 丸亀城天守⑩ 大手一の門⑪
番所・長屋⑫

図7 保存のための整備（「保存活用計画」 P131）

第1項 石垣保存に関する計画

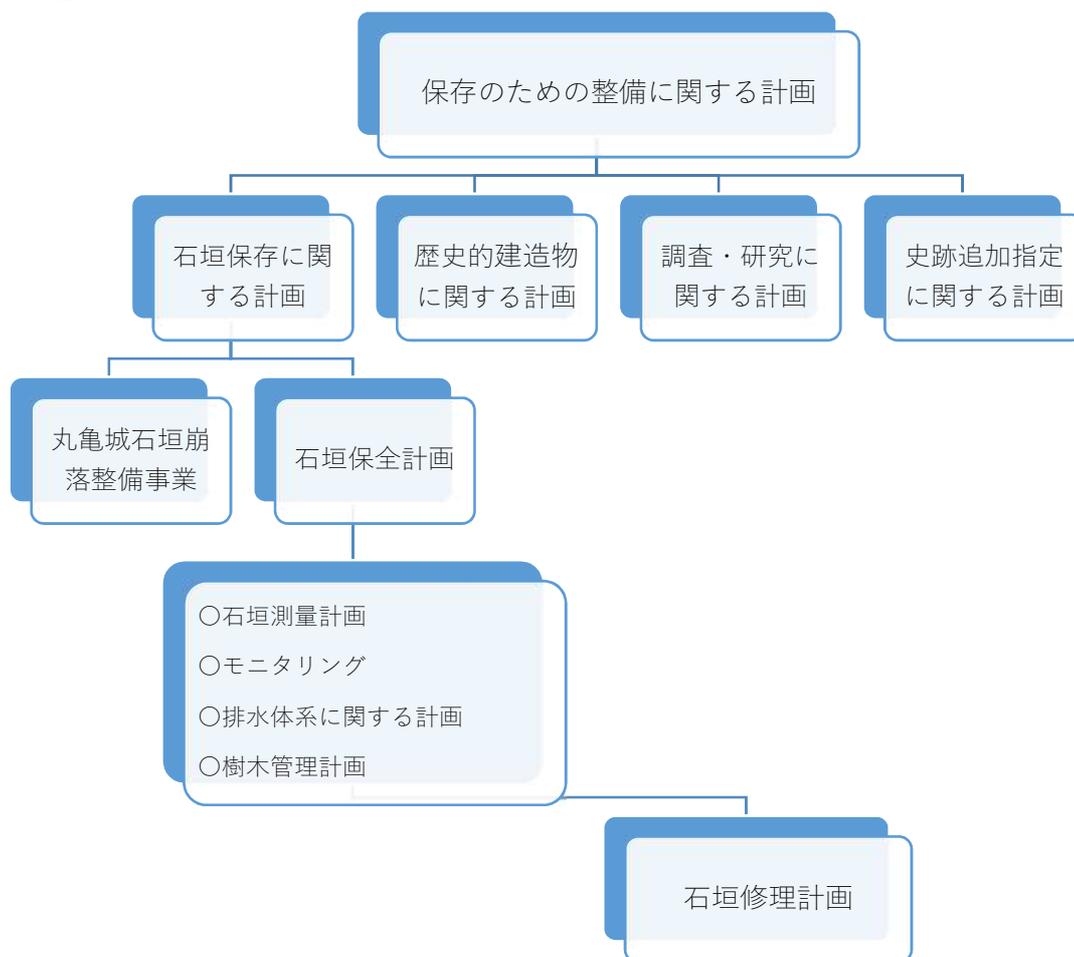


図8 保存のための整備に関する計画体系図（石垣保存に関する計画）

(1) 丸亀城石垣崩落復旧整備事業（地区区分：A-1 山上曲輪群復旧地区）

事業期間：令和9年度

丸亀城石垣復旧専門部会で決定した復旧方針等を記載予定

(2) 石垣保全計画（地区区分：A 山上曲輪群地区）

①石垣測量計画

計画概要

丸亀城跡南西部の石垣崩落に伴い、改めて城内の石垣を確認したところ、平成8年度に策定した『丸亀城跡保存整備計画』で示した石垣修理が必要となる箇所以外でも孕み出しや空隙等の変形が見られている。これらの現状を踏まえ、「保存活用計画」において石垣修理・保全の対象とした石垣について測量を優先的に実施し、基礎資料とする。

※A-1 山上曲輪群復旧地区については丸亀城石垣崩落復旧整備事業で実施する。

実施方法概要

測量方法は3次元レーザー測量、オルソ写真測量により実施する。作成する基礎資料は、各石垣図面（平・立面）、縦・横断面図、オルソ画像（平・立面）とする。

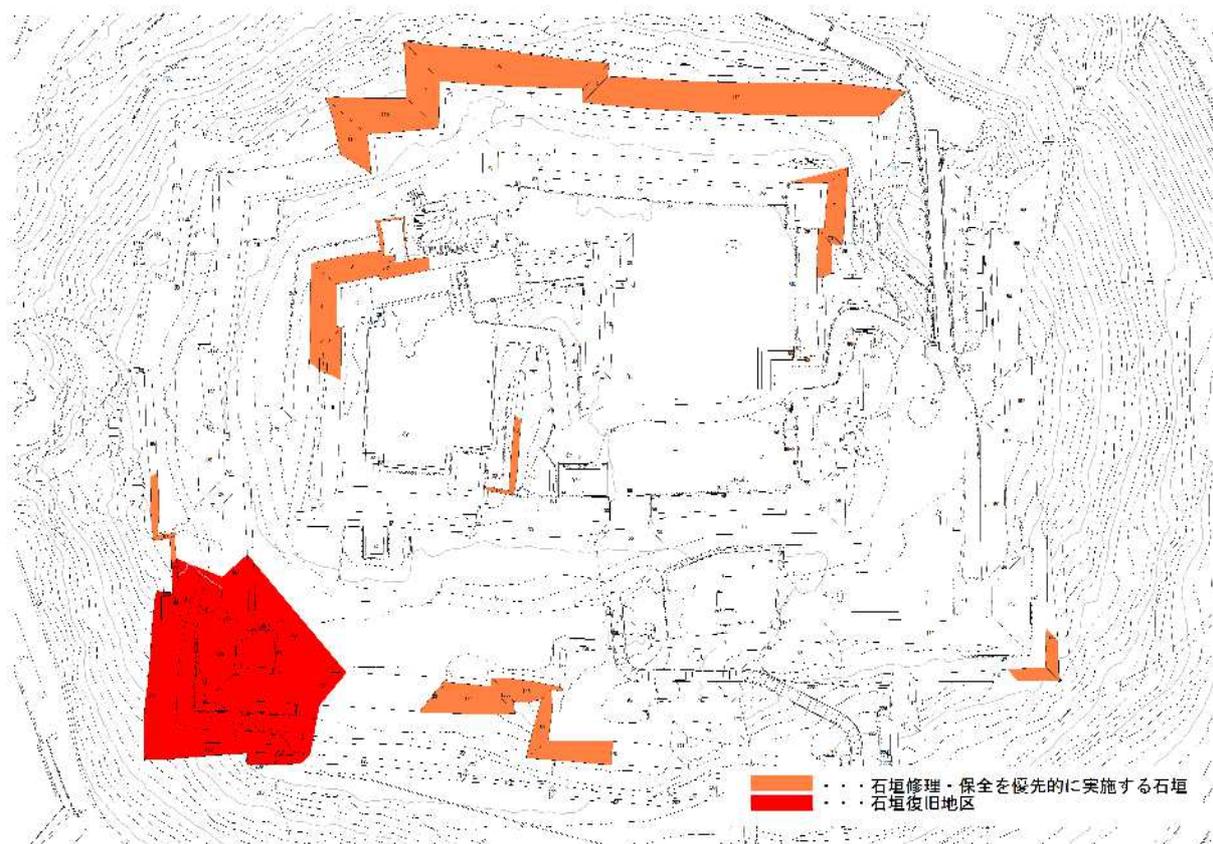


図9 石垣修理・保全を優先的に実施する石垣

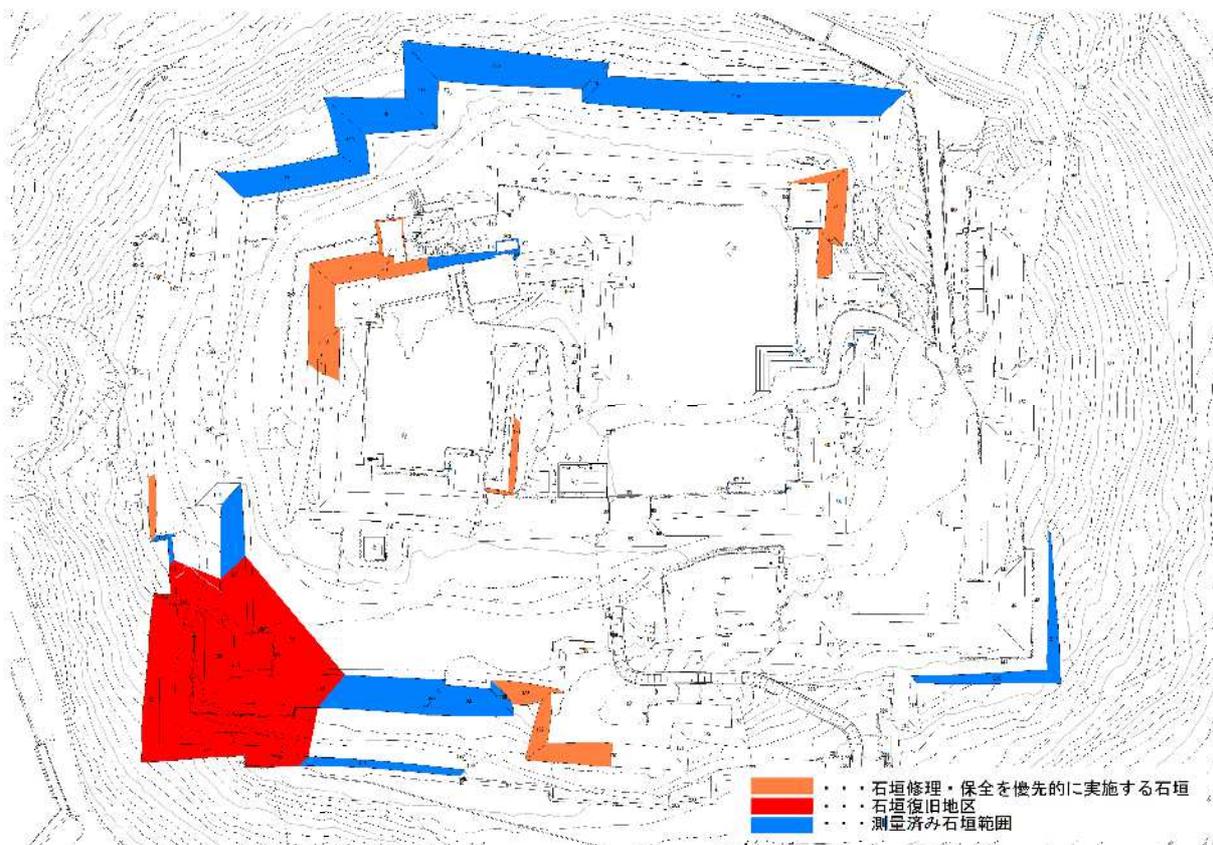


図10 測量を優先的に実施する石垣

②モニタリング

計画概要

石垣修理・保全を優先的に実施する石垣を対象とし、日常的なモニタリング方法について記載する。

実施方法概要

現在実施しているモニタリング業務は以下のものがある。

・三の丸北石垣変位測量

変位計測・変位置算出 各面 10 点の計測点

計測回数 計 5 回（5 月、7 月、9 月、11 月、2 月）

・地盤変位・水位観測

計測方法

地下水位計測：既設水位観測孔内に自記水位計を設置し連続的（1 時間毎）に地下水位を計測する。

地盤変位計測：既設傾斜計観測孔に孔内傾斜計を設置し定期的（1 月に 1 回）に地盤の水平移動距離や方向等を計測する。

計測回数

地下水位 観測 2ヶ所 観測孔毎 1 月に 1 回 計 18 回（7 月～3 月）

地盤変位 観測 2ヶ所 観測孔毎 1 月に 1 回 計 18 回（7 月～3 月）

・石垣ゲージによる変位観測

城内に計 85 か所の石垣ゲージを設置しており、1 月に 1 回確認している。

以上 3 つのモニタリング方法を基本とし、石垣修理・保全を優先的に実施する石垣において、段階的に拡充する。

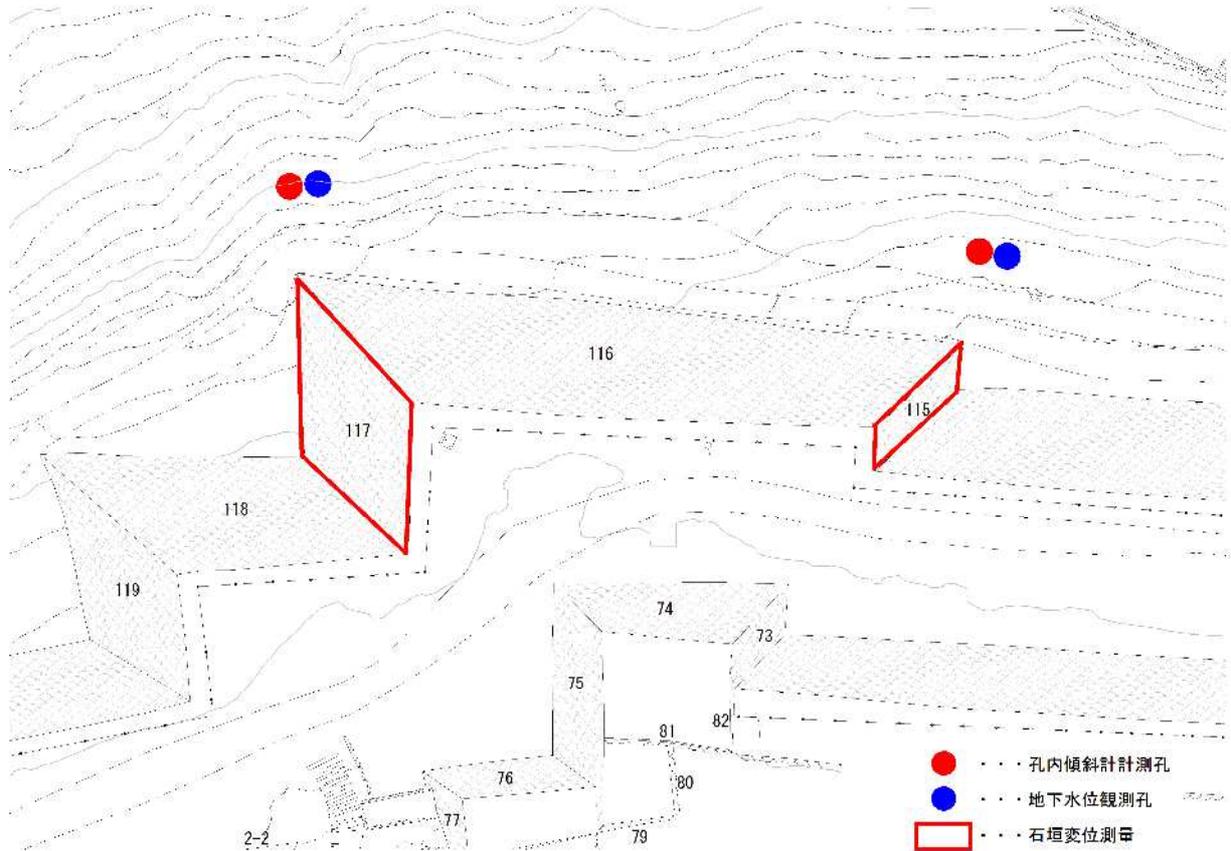


図11 石垣・地盤変位、水位測量箇所

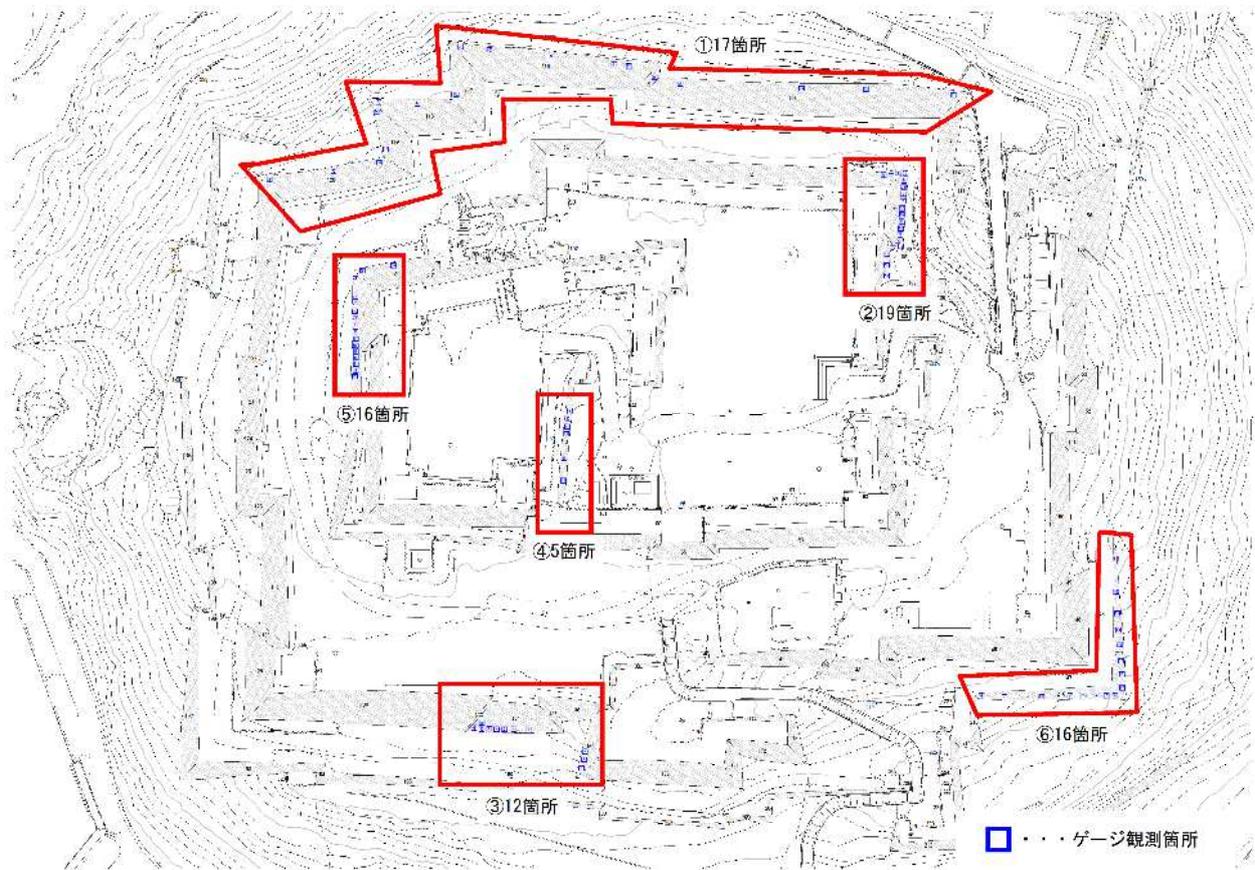


図12 石垣ゲージによるモニタリング箇所

③排水体系の整備に関する計画（地区区分：A 山上曲輪群地区）

計画概要

丸亀城石垣崩落復旧整備事業における復旧工事における崩落メカニズムの解析や、石垣解体工事に伴う調査により、盛土内部の複雑な排水構造の存在が明らかとなっており、それが崩落の一因であることが分かった。このような成果から、曲輪の表面排水や石垣内部に浸入する雨水の適切な排水処理が、石垣等の遺構の保存において重要であることが再確認された。

以上の課題を踏まえ、石垣などの遺構を適切に保存していくために、現状を十分に把握し、保存に必要な措置を講じるために、排水施設の整備を実施する。

実施方法概要

丸亀城全体の雨水経路や既設の排水施設を対象とした雨水排水対策業務成果を踏まえ、雨水排水整備は舗装、排水路の新設及び改修を基本とする。排水路を新設する範囲において既往の調査履歴、及び整備履歴がなく、地下の遺構状況が不明である場合においては事前に発掘調査を実施し、遺構面の高さや排水遺構の有無を確認する。排水遺構等が確認された場合には、遺構の保護を前提としながら往時の排水体系を踏まえた設計とする。

雨水排水整備は丸亀城天守の改修や、丸亀城南西部石垣復旧工事等により事業範囲が制約されない三の丸北側、および二の丸から実施する。

参考とする調査 令和3年度（2022年度）史跡丸亀城跡雨水対策調査

調査内容

- ・降雨後表面排水が適切にされず、水溜りとなる箇所把握
- ・既存排水施設の問題個所の洗い出し
- ・新規排水施設整備計画

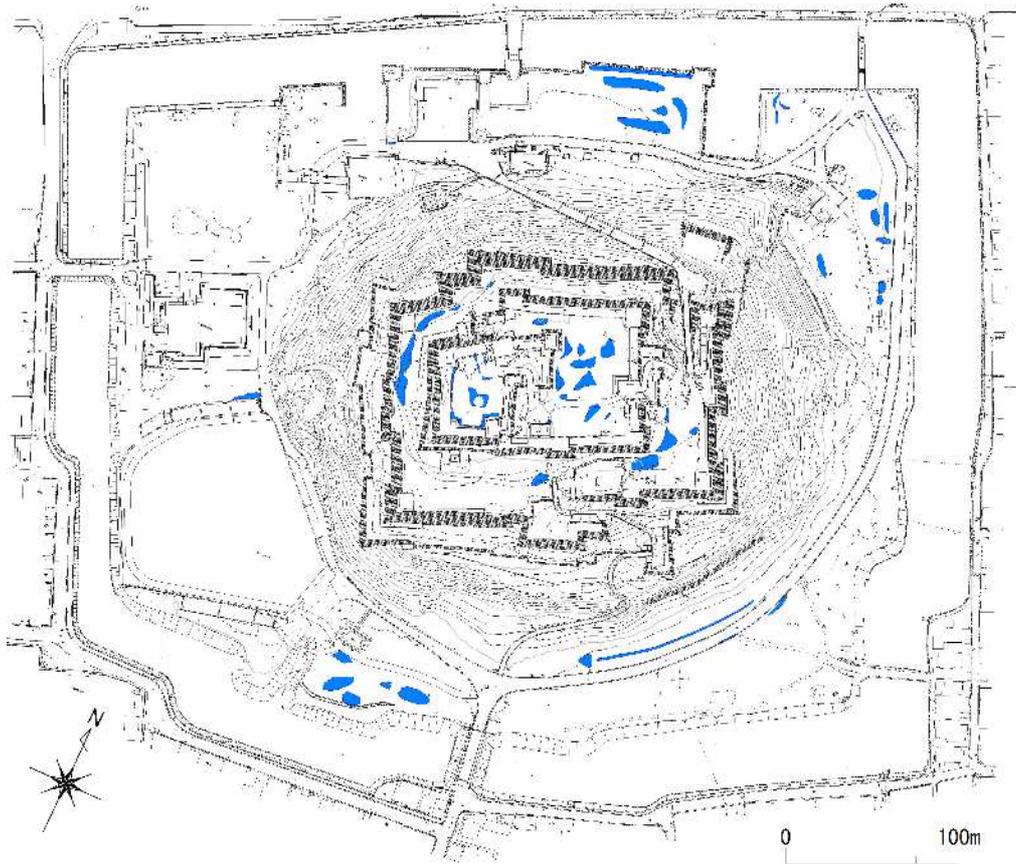


図 13 水溜り発生箇所

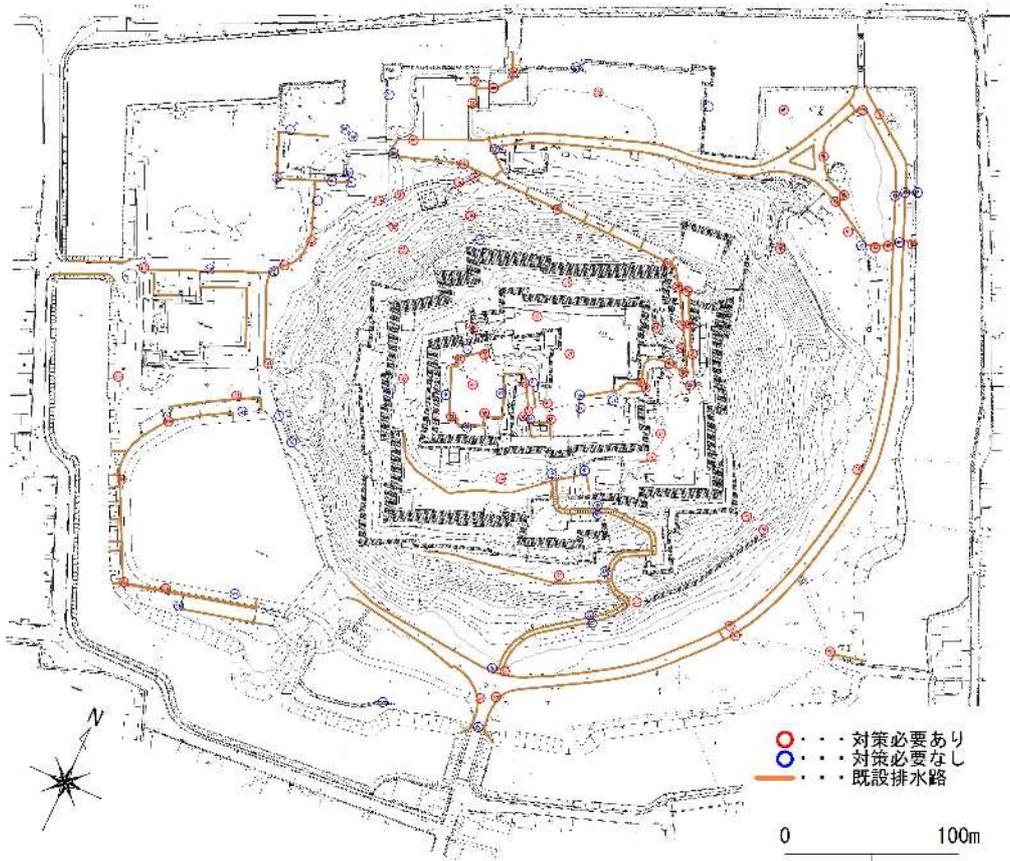


図 14 既設排水施設調査

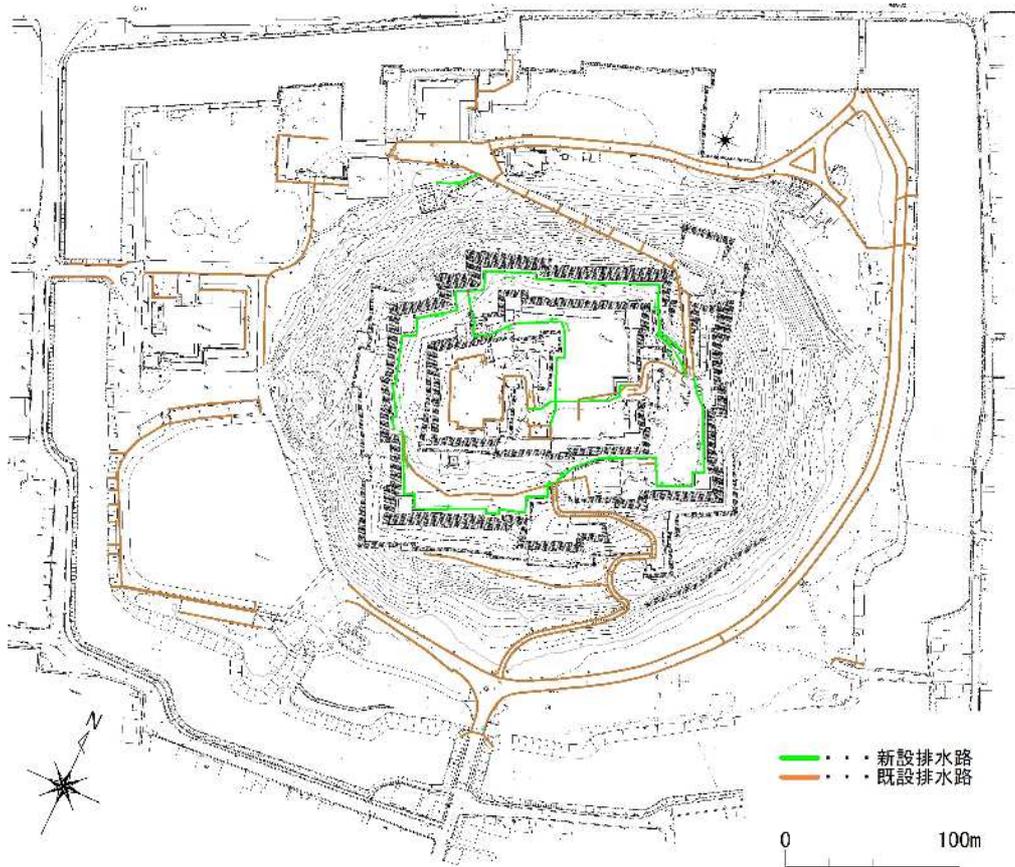


図 15 排水施設全体整備計画図



図 16 舗装計画図

④石垣保存にかかわる樹木管理

参考とする調査

平成 25 年度（2013 年度）受託研究報告書 丸亀城における樹木管理・育成指針策定

石垣に影響を与える可能性のあるもの、また今後の石垣修理を見据えたうえで、石垣天端及び下端から 5 m 以内の樹木については撤去することが望ましいとしている。本項目に関しては、石垣に影響を及ぼす樹木についての管理計画を示し、石垣の見やすさ、来場者の見学環境に関する樹木管理計画については、別途活用のための整備に関する計画で示す。

（3）石垣修理計画

石垣測量による基礎資料の作成、及び日常的なモニタリングの結果から総合的に判断する。

第 2 項 歴史的建造物に関する計画（地区区分 C-1：下曲輪大手地区 C-2：下曲輪御殿地区）

本項目においては、来場者が建物内で見学する、または建物下を通過する歴史的建造物を対象とし、その建造物の安全指針となる耐震診断及び、建造物の基礎となる石垣耐震診断についての診断方法について記載する。現状、重要文化財（建造物）については、文化庁よりその指針・手法が示されているが、その基礎となる石垣の耐震診断については策定中である。以上のことから建造物については、文化庁の示す「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づく耐震診断を実施することとし、その基礎の石垣については文化庁の耐震診断指針の策定状況に応じて記載する。

また、防火対策として現状の消火設備設置状況及びその点検状況、火災時の対応についても記載する。

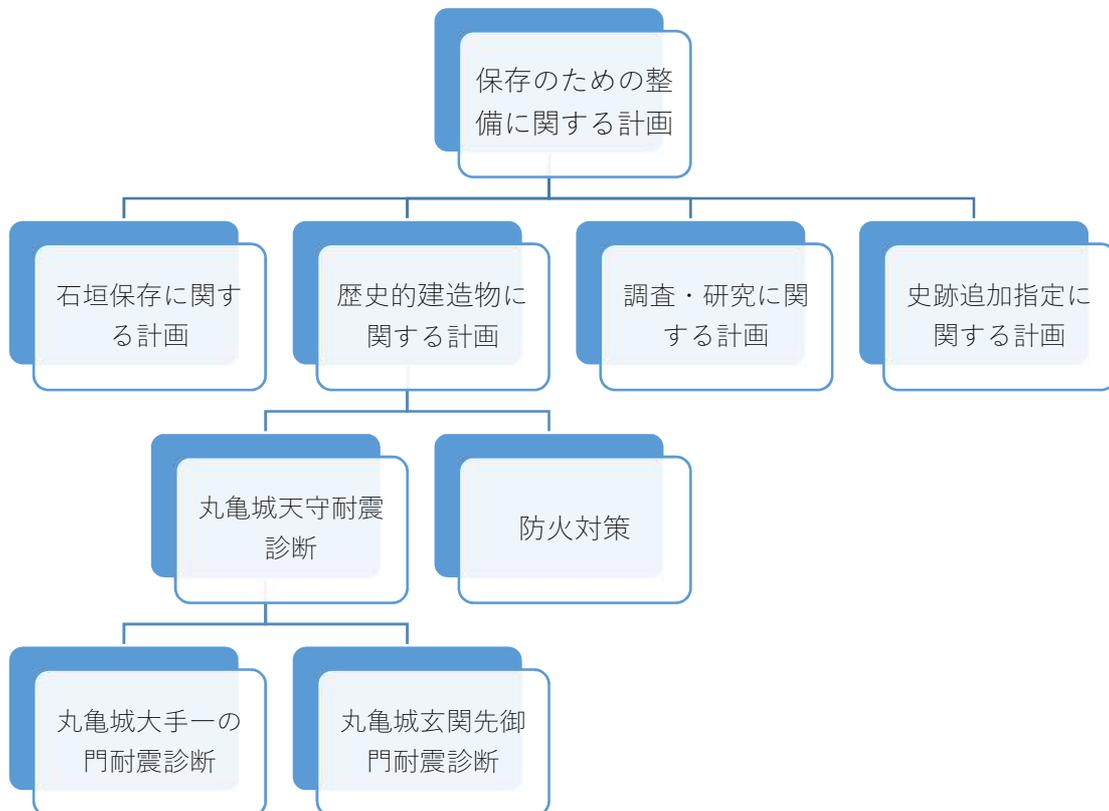


図 17 保存のための整備に関する計画体系図（歴史的建造物に関する計画）

○耐震診断

参考とする事例 丸亀城天守耐震診断

対象①丸亀城大手一の門

実施方法

建造物 ※文化庁の示す「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づいて実施

石垣 ※石垣の耐震診断指針については現在文化庁が策定中

対象②丸亀城玄関先御門・番所・長屋（附指定）土塀

実施方法

建造物 ※文化庁の示す「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づいて実施

○防火対策

消火設備設置状況及びその点検状況、火災時の対応

第3項 調査・研究に関する計画

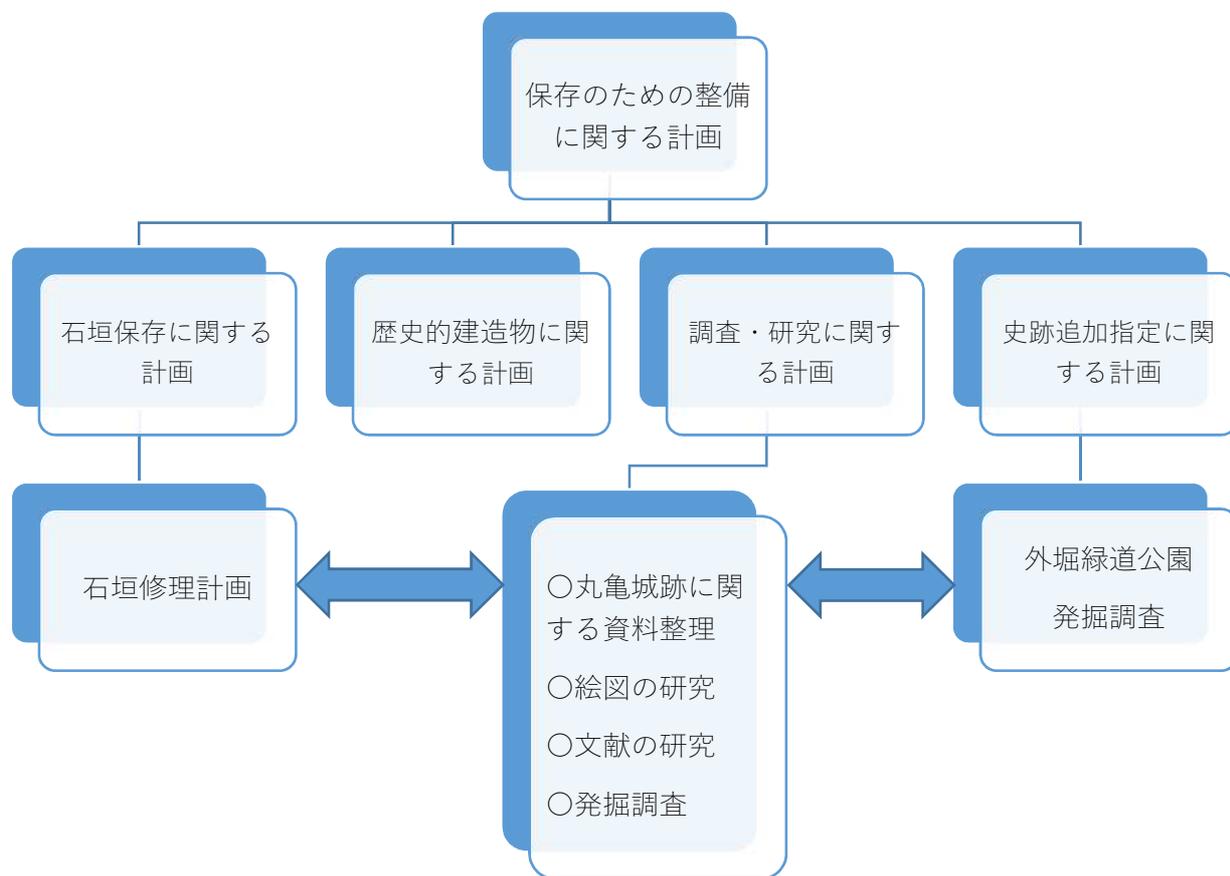


図 18 保存のための整備に関する計画体系図（調査・研究、追加指定に関する計画）

○丸亀城跡に関する資料整理

- ・既往の石垣修理報告書の刊行計画
- ・遺物の整理：瓦の編年
- ・年輪年代

これまで実施してきた石垣修理工事報告書の刊行や、城内の発掘調査において収集された瓦についてその編年の作成、今後実施予定である年輪年代法（天守及び大手一の門）による科学的分析による調査成果等の整理が必要な項目について示す。

○絵図の研究

丸亀城跡に関する絵図については、石垣の高さ、櫓の規模、井戸の深さ等を記載しているなど、絵図が書かれた当時の現況について詳細に描かれていると考えられるものも所在し、現状と絵図が描かれた年代との構造比較により城内の石垣及び曲輪等の改修履歴が明らかとなることが考えられる。将来的に石垣解体工事、及び城内の発掘調査の際には、石垣工事に先立つ情報として活用でき、埋蔵される遺構等について正確な評価ができることから、その研究における視点をここに示す。

○文献の研究

文献資料については、具体的な内容が記されていることに加え、年号等が記されていることにより、絵図とあわせて調査を進めることにより、各年代の事象をとらえることができる。ここでは、既存の文献資料に関する研究の視点を示す。

○発掘調査（城内北西部）

城内北西部においては、内堀土塁の可能性のある高まりが残存するが、その一部は風雨による土砂の流出が懸念されており、その構造の評価が必要であるとともに、土塁であった場合は保護措置を図る必要がある。ここではその調査方法とともに、調査後の整備方針について記載する。

第4項 史跡追加指定に関する計画（地区区分：E 武家屋敷地跡・外堀地区）

E 武家屋敷地跡・外堀地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地「丸亀城跡」として登載し保護措置を図っている。現状、外堀跡については埋め立て後道路として開発されているが、南西部の外堀緑道公園は、絵図に見られる外堀跡の平面形状を良好に残し、土塁状の高まりも残ることから、他の外堀跡に比べ遺構の残存状況が良好な可能性が考えられる。

以上のことから、外堀緑道公園は、外堀跡の構造について把握することができる唯一の個所であり、調査により新たな価値を顕在化させ、史跡の追加指定を目指す。「保存活用計画」においては、2025年度から2027年度までの3か年で追加指定を目指すスケジュールとしており、その実施方法について記載する。

第3節 活用のための整備に関する計画

「保存活用計画」に示す活用のための整備に係る施策を実施する。

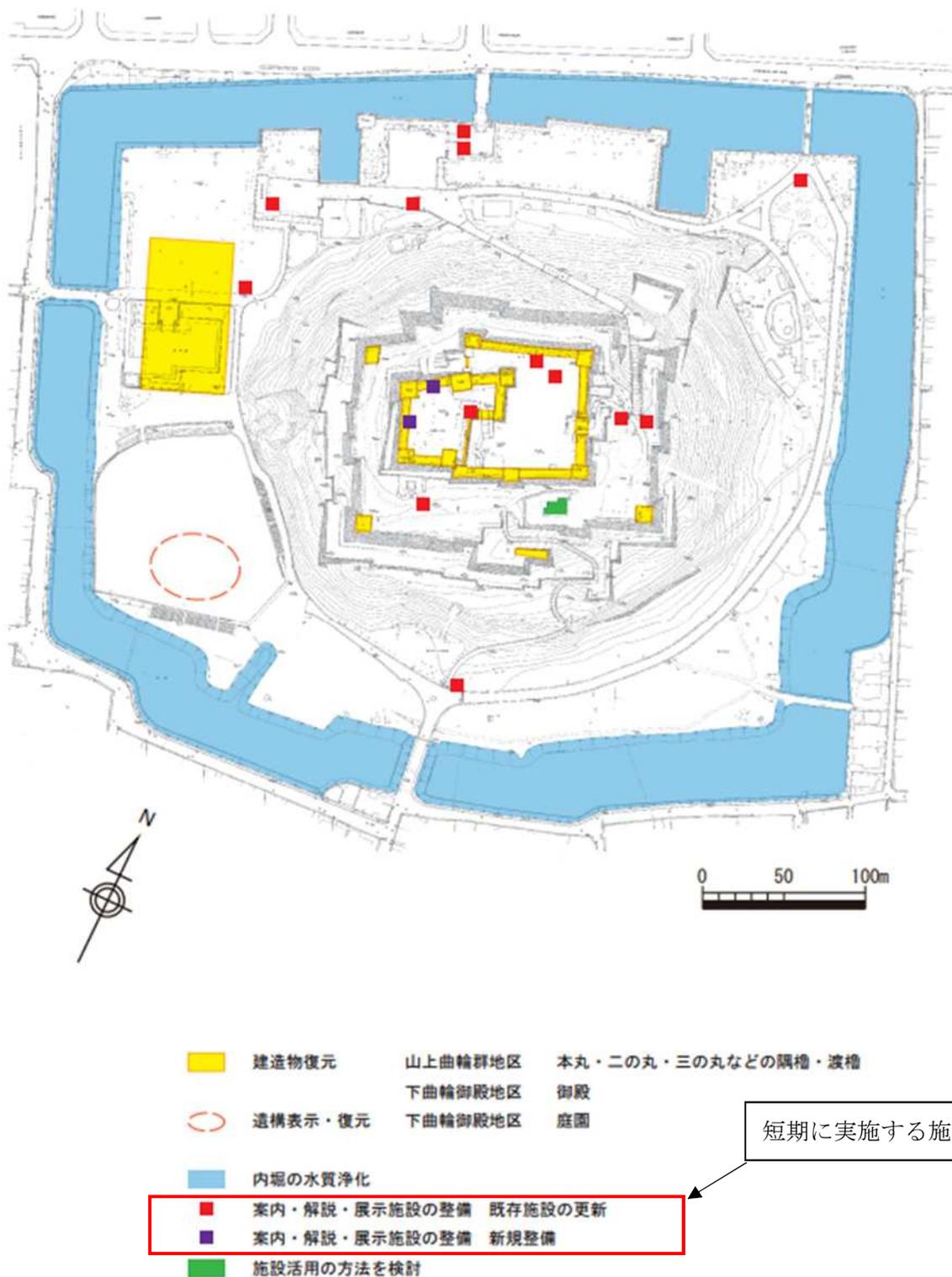
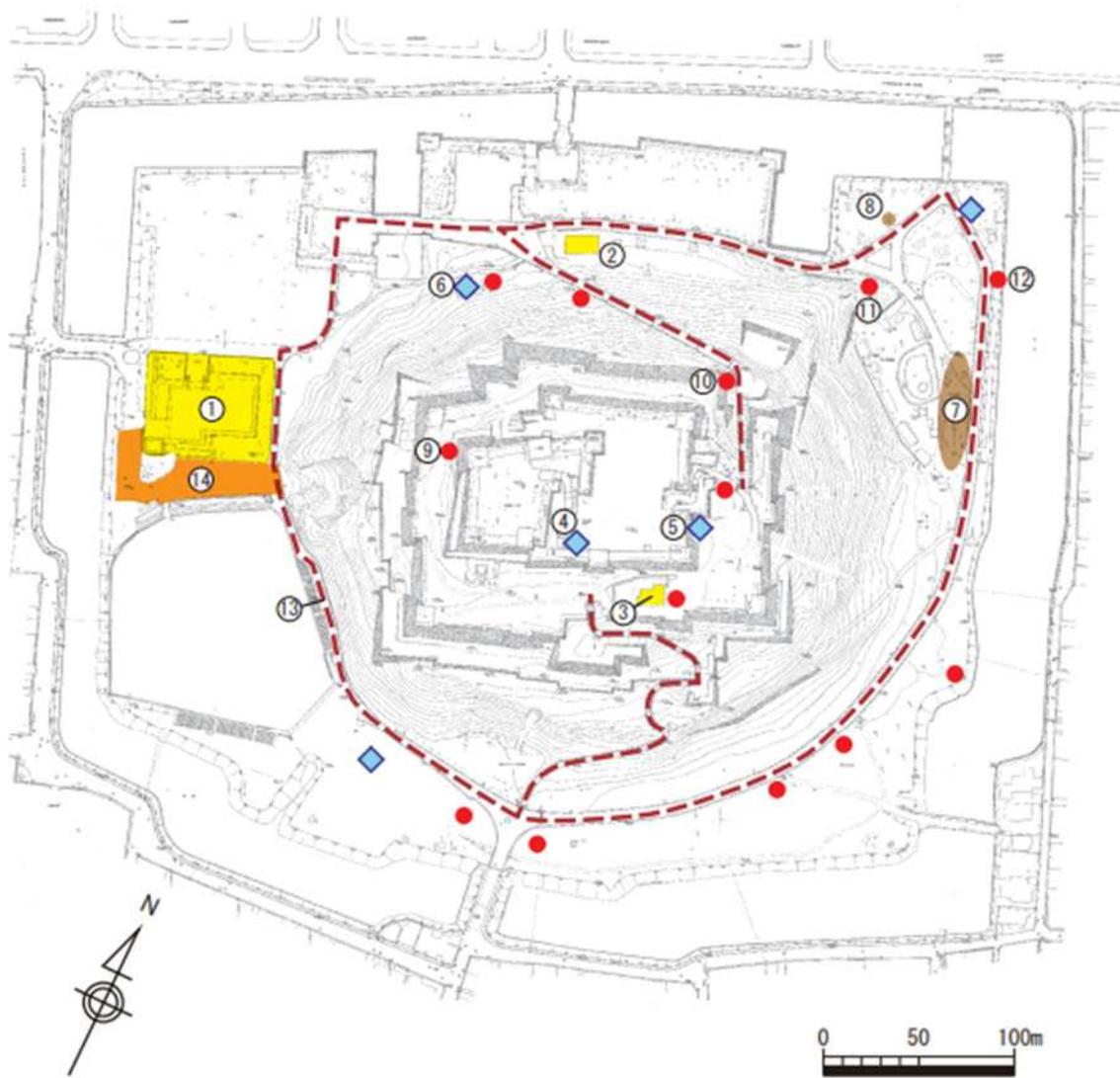


図 19 活用のための整備（「保存活用計画」P135）



短期に実施する施策

- 丸亀市立資料館①・観光案内所② 延寿閣別館③
- ◆ トイレ ④・⑤・⑥
- 遊具等 ⑦・⑧
- 石碑 ⑨・⑩・⑪・⑫
- - 園路 ⑬
- 駐車場 ⑭

図 20 活用に関わる便益施設（「保存活用計」P136）

第1項 遺構表現・案内に関する計画

本項においては、更新すべき案内板、遺構に関する案内板の更新及び統一化、及び排水体系の整備に関する計画において実施する櫓跡舗装、排水路整備に係る遺構表現に関する事項等を示す。

- ・石碑（史跡地に関連性の低いもの）の移動については、設置の経緯、移動に係る課題を整理し、現状での維持を図るか、史跡地外への移転を行うかの方針を定める。
- ・案内板については、遺構説明のもの、丸亀城跡からの景観に関するもの、動線を示すものの3つに大別できるが、設置年代が古く、また記載内容に齟齬があるもの等については、更新を行い、デザイン等の統一について示す。
- ・櫓跡の礎石展示方法、排水路整備に伴う吐水口、及び調査により判明した排水経路の活用方法について示す。

第2項 修景および植栽に関する計画

石垣の見やすさ、来場者の見学環境に関する樹木管理計画について示す。「平成25年度（2013年度）受託研究報告書 丸亀城における樹木管理・育成指針策定」において、歴史的文化財としての価値と都市公園としての機能の両方が維持される樹木の管理計画を立案することが望まれるとされていることから、石垣及び石垣修理に影響を及ぼすものを除き、来場者がより良い環境で丸亀城跡を学べる環境及び都市公園としての緑の在り方についての樹木管理計画を示す。

第3項 公開・活用に関する計画（ソフト事業）

○歴史遺産としての活用計画

- ・本市ホームページ内の丸亀城跡に関するページの定期的な更新、SNSによる情報発信、広報丸亀内に丸亀城跡の記事を継続して掲載、パンフレットの更新
- ・ボランティアガイドとの連携

ボランティアガイドに対して、現在の復旧工事の情報のみならず、既往の石垣整修工事、発掘調査等の情報を伝えることでガイドをうける来場者の丸亀城跡に対する理解がより深いものとなるよう、ボランティアガイドの研修機会を充実させる。また、石垣崩落復旧整備事業期間においては、大手門から天守という案内ルートに加え、石垣崩落復旧範囲へも来場者を誘導するよう働きかける。

- ・丸亀歴史体感アプリ「よみがえる丸亀城」の周知・内容更新

石垣崩落の情報をはじめ、城内における発掘調査情報を追加し、現地で学べる内容を充実させる。

○学校教育における活用計画

各段階の教育における丸亀城跡の位置づけを整理し、それに応じた活用の働きかけを行う。

各段階における教育の視点イメージ

- ・保育所・幼稚園・こども園

→園外保育などで積極的に丸亀城跡を活用してもらい、丸亀城跡という存在の意識づけを行う。

- ・小学校
 - 歴史を学ぶ以前の段階において、「お城」とは何かという視点から丸亀城跡の基本的な内容を知る。
- ・中学校
 - 日本の歴史の中で丸亀城跡を位置づけて学ぶことでより理解を深める。
 - 現状小学3・4年生向けの副読本「あすへのびる丸亀」等があるが、その内容については更新するとともに、より踏み込んだ内容を記載した中学生向けへの冊子も作成することで、学校教育期間中において、丸亀城跡を理解し、郷土の歴史を愛する子どもたちを育てる。

○生涯学習における活用計画

- ・「丸亀市民学級」において丸亀城跡をテーマとした講座の設定
- ・出前講座における積極的な情報発信

○地域における活用計画

周辺の観光資源の核として、これまで丸亀城跡を拠点として実施されるイベントは継続し、それとともに、本質的価値を伝えることのできる企画をあわせて実施する。
城泊事業概要を示す。

第4項 公開・活用およびそのための施設に関する計画（ハード事業）

- ・天守内の展示
- ・便益施設の維持管理
- ・延寿閣：城泊のための建物等整備
- ・資料館：丸亀城跡に関する情報発信の拡充（将来的にはPR館の担う機能を継承）
- ・園路、安全柵整備
 - 園路整備については城内の排水体系の整備に関する計画とともに実施し、景観に配慮し、管理上必要となる仕様を示す。安全柵については現状設置個所及び老朽箇所の把握し、来場者の安全を確保でき、景観に配慮した仕様を示す。また城内の動線計画についても記載する。
- ・内堀の水質把握とその浄化方法を模索する。

第4節 運営・体制の整備に関する計画

これまで記載してきた各計画を円滑に実行するための、課内及び庁内の体制に関わる方針、計画を示す。

第5節 事業計画

各計画を年度ごとに整理し、実現可能な事業計画として記載する。